第二回臨時市議会
＝七月十三日 一日間

今年度二回目の市議会が七月十三日開かれました。この議会では一般会計追加更正予算を九二八万円増やして総額三億九千五百七十六万に決めた外、議案七件（内留萠市一般議員給与条例等の一部を改正する条例制定の件は総務常任委員会付託）を原案可決し例月出納検査の報告を受け左記の請願陳情五件を採択又は各委員会に付託になりました。

なお六月議会で、経済委員会に付託になつておりました低位生産農家の生産力増強のため（例えば揚水、造田費など）の三百万円融資のことは全委員会から融資すべしと報告され採択になりました。

1 開運町二丁目排水工事に関する請願（採択）
2 市道豊平線道路工事に付き補助金交付方の請願
3 遺族会に対する補助金増額交付方の請願
4 元町北山手通りの道路補修と素堀り測溝整備について
5 市内の新系統路線の道路整備補修方について

"しつけ"を語り合う
留小PTAのお母さん

留萠小学校PTAのことし第一回社会学級が七月十四日午後一時半から、同校音楽室で開かれました。ちようど、夏休みを控えていることでもあり、子供の家庭生活に焦点がしぼられ、まず同校田邊校長先生が、"親と子をめぐるいろ〱な問題"について話しをし引続き集つた約五十人のお母さんたちが座談会を開きそれぞれの体験談を中心に"子供たちのしつけをどうするか"などみんな熱心に語り合い大変有効な催しでした。

こんごも度々この種の会合を開きますから、お母さん方の大勢の御出席を望みたいものです。

議員さん方の初視察
まず農村視察から

ことし四月に市会議員の改選が行われ、その結果、三十人の議員のうち十二名の新人議員の方が選ばれましたが、この機会に管内のすみずみまでよく視察して農村ではどんな問題があるか、漁村ではどんな暮しをしているか、市内の公共施設はどう云う問題を持つているか等、今後の市政審議の上でためになる勉強をつぶさに調べて歩かれることになりました。

総員は議員の方に市役所からも案内に出て総勢三十三名、第一日目の二十三日は、豊平炭砿、峠下、ポンルル、チバベリ等の四地区二十四日も中幌、樽真布、幌糠、藤山の四地区をとりあえず、視察しましたが、この行程は二日間で約一六〇キロ米、各部落では部落代表者の人達の真剣な陳情をうけ、各学校長からもそれぞれ要望があつて、今後の市政反影に大変役立つ結果を得ました。

ことに二日目の二十四日は朝からの雨で、中幌や樽真布では自動車の動かなくなる度に悪路改良のことを身にしみて、こたえたと云う一こまもありました。

写真は奥地を視察する議員の方々

大和田炭礦閉山!!
善後策に連絡会議設置

留萠市にとつて最も大きな企業であつた大和田炭砿が、約五億円の負債をかゝえ最近の炭況不振のあおりをくつて、遂に石炭砿業整備事業団への買上げ申請をすませ、今度正式に決定になつて仕舞いました。そして買上げられることによつて完全に閉山と云うことになり明治三十九年から別稿のような幾多の変せんを経て、今日に至つたのですが、この間五十二年の長い間、この山は、留萠市にとつては大なり小なりにこの街をうるおしてきましたので、この企業が閉山されることは市の産業経済の上で大きく影響してくるばかりでなく取り敢えず、家族をどうして救済して行くかゞ大変ですので、市では早速、関係機関と協力して"大和田炭砿善後措置連絡会議"を設け、約四百名の失業者、約二千名の生活擁護を始めとする善後策を進める一方廃山後の施設活用についても対策を講ずることになりました。

市としては、つとめて市内から他都市への移動をさけて、市内に安住させることを基本的に考えて対策を進めていますが、取り敢えず

① 失対策事業をどのように進めるか。
② 給水施設は炭砿のものですから、閉山後この施設を市の給水計画に変えなければならない問題。
③ 大和田診療所は会社で設け、市国保病院から醫師が出張診療に当つていたが、この対策。
④ 炭砿住宅、今後の維持管理の問題。
⑤ 児童生徒の救済対策。
⑥ 市税対策

など大きな問題が沢山ありますが、一日も早く、これら不幸の人達が、生活安定の途を得て、明るさをとりもどすよう、市民の皆さんの協力をお願い申し上げます。

大和田炭礦善後措置連絡會議
七月二十三日結成

一、目的
大和田炭砿閉鎖に伴う従業員の生活よう護並びに残存施設の活用、その他に関する善後処理の万全を期するため、市並びに関係機関の連携を密にしこれが対策の樹立に資するものとする。

二、構成
市、市議会、支廳、職業安定所、労働基準監督署、警察署、社会福祉協議会、民生委員協議会、商工会議所

三、会議
会議は必要に応じ市長が招集し、その議長となり決議事項を処理する。

四、その他必要な事項は会議に諮り議長が決定する。

大和田炭礦の概要

一、従業員（三月末）
坑内夫 二二四人
坑外夫 一六八人
計 三九二人
職員 七四人
合計 四六六人

二、出炭
昭和三一年 三六千屯 約一億四千三百万円
昭和三二年 五〇千屯 約一億九千三百万円
昭和三三年 五〇千屯 約一億八千万円

三、従業員年間給料賃金
年間約六千七百万円

四、市税
○固定資産税 会社 約二二五万円
○市民税 従業員 約二三万円
○水道料 会社 約二二二万円

五、現在の借金
○支払手形 一、三一七万円
○未払金 二一、一六三万円
○長期借入金 一六、八三一万円
○短期借入金 四、二八三万円
○前受金 二、〇四六万円
○買掛金 二、五八〇万円
○預り金 一、三八九万円
計 四九、六〇九万円

六、大和田炭砿の歴史
この炭砿の発見されたのは、明治三十二年頃と云われ、その後七年を経過して

A 明治三九年齊藤知一氏が起業し、全四二年会社組織に改め、齊藤炭山合名会社と称していましたが、経営困難のため間もなく休山しました。その規模は大したものでなく水準以下の採掘に止まつたようです。

B 明治四十四年大和田炭砿株式会社が再び、この地に企業を起し、相当の資金を注ぎ、第一第二の二斜坑を開さくし、一時は労務者千余人をもち、大和田～留萠間に自営で鉄道馬車を敷設したりなどして、担当の活況を呈しましたが、大正三年に第一斜坑で、大きな水脈に掘りあたり、湧水が多く、排水設備が不足であつたため、ついにこの斜坑を放棄し、その後は、第二斜坑だけで採炭を続けてきましたが、経営難のため大正五年に休山しました。

C 大正七年北海炭業株式会社がこの鉱区を買収して、第二斜坑だけを稼行し、相当の成績を続けてきましたが、採掘ケ所が深くなるにつれて、排水施設に技術的行づまりをきたしたのと、採算不能のため大正十年休山。

D 大正十三年中央砿業株式会社が鉱区を買収し、更に昭和三年から朝日砿業株式会社の経営に移つたのですか、両社とも僅かに十名内外の砿夫を使つた程度の残炭採掘におわつた。

E これらの諸会社によつて採掘された範囲は、ほとんど本層炭ばかりで、その採掘面積は約三三五千平方米、採掘最深深度は水準下二四八米、その採炭量は合計約四九万屯と推定されます。

F 昭和十三年壽炭業株式会社と称し、開發を決意し、採炭砿区三と、これに隣接する試掘砿区四を買収し仝年九月着工し、大和田炭砿株式会社大和田砿業所に改組して現在に至つております。

結核健康診断の「無料」實施について

市では本年度定期の結核健康診断を左記日程により無料で実施致します。自分のからだを結核から守るため住民は洩れなく健康診断を受けて下さい。

記

場所	ツベルクリン接種 月日	ツベルクリン接種 時間	ツベルクリン反応検査、X線間接撮影 午前 月日 時間	午後 月日 時間
豊平小學校	八月十七日	自一一、三〇 至一三、〇〇	八月十八日 自一〇、三〇 至一一、三〇	
峠下小學校	〃	[illegible] 至一三、〇〇		八月十八日 自一、〇〇 至四、〇〇
樽真布小學校	八月十八日	自一一、三〇 至一三、〇〇	八月十九日 自一〇、〇〇 至一一、〇〇	
幌糠小學校	〃	[illegible]		八月十九日 自一、三〇 至四、〇〇
中幌糠小學校	八月十九日	自一〇、三〇 至一三、〇〇	八月二十日 九時三十分から三時まで（於藤山小學校）	
藤山小學校	〃	自九、三〇 至三、〇〇	八月二十日 九時三十分から三時まで	
旧大和田保安教室	八月二十日	〃	八月二十一日 九時三十分から三時まで	
南町浴場	八月二十一日	〃	八月二十二日 九時三十分から三時まで	
東光小學校	八月二十三日	〃	八月二十四日 九時三十分から三時まで	
勞働会館	八月二十四日	〃	八月二十五日 九時三十分から三時まで	
公民館	八月二十五日	〃	八月二十六日 九時三十分から三時まで	
三泊小學校	八月二十六日	自九、三〇 至三、〇〇	八月二十七日 自九、三〇 至一二、〇〇	
港北小學校	〃	〃		八月二十七日 自一、〇〇 至四、〇〇
礼受小學校	八月二十七日	〃	八月二十八日 九時三十分から三時まで（於國保西病院）	
国保西病院	八月二十七日	〃	八月二十八日 九時三十分から三時まで	

蚊とハエの驅除について

毎年、夏になりますと、いろ〱の傳染病が發生いたします。赤痢、疫痢、腸チブスや日本脳炎などですが特に今年は流行の兆しがあるから嚴重に注意を要すると道衛生部では警告しております。

市においても對策としてこれら傳染病を媒介する蚊蠅等の根絶を期して先月七日より約一ケ月間に亘り全戸防疫を実施いたしましたが、家庭の皆さん方も可愛いお子さんを恐ろしい傳染病から守るために、是非共蚊、蠅等害虫の絶滅に御協力下さるようお願いいたします。

次に、これら害虫の驅除方法を述べますから是非実施して下さい。

◎蚊の驅除方法
①發生源である水たまりや下水、家屋周邊の除草等を行ない發生源を除去することが一番大切です。
②成虫の驅除は屋内の場合壁、天井、流しもと、床下、納屋などに二―三週間に一回の割合でDDTの油剤を噴霧すること。屋外の下水溝、汚水溜にはDDT、BHCなどの殺虫剤を噴霧すること。

◎ハエの驅除方法
①ハエの發生する場所は、便所、ごみ箱、畜舍などにきまつていますので、これらの發生源をなくすることが根本です。便所は必らず汲みとり口のフタを完全にし、便器の落し口にもフタをし、便池の中を暗くするとともに窓には金あみをはつてどこからもハエが出入りできないようにすること。
②ごみ箱には、完全なフタをつけできるかぎりハエの嫌う黒ぬりとすること
③野菜の切れはしや食べもの残りなど、台所からでるごみの始末は、ねずみの防止を兼ねて、完全にフタのできるホウロウ引などの水の通らないものとすること。
④成虫の驅除は、家屋の内部や畜舍には二―三週間に一回位DDT油剤による残溜噴霧を行うこと。

厚生課

転出、転入は必ず住民登録を!!
選挙人名簿の調製に 住民登録票を採用

各市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿を調製することになつておりますが当市ではことしから基本選挙人名簿をつくるのに住民登録票によることになりました。

いままで留萠市の基本選挙人名簿は、選挙管理委員会が選挙資格調査員を使つて調製し、補充選挙人名簿は申告によつて調製されていました。しかし資格調査員には職権が与えられておりませんので、その調査に真びよう性か薄く、また補充名簿は申告制でありますので、結局は登録もれもあつて、正当な選挙権をもちながらそれを行使できない人が多かつたと思われます。

このため、住民登録票によつて、基本名簿を調製しようというのがねらいです札幌、函館、室蘭ではすでにこの方法が実施されています。

住民登録は住民登録法によつて届出義務者が届出を怠つた場合は、市で職権で住民票の記載や、削除ができますし、正当な理由がなくて期間内に届出をしない者は五百円以下の過料に処せられることになつております。

それで、住民登録票は常に人口の動態を正確につかんで、各種の行政事務の適正でかつ簡易な処理に資することを目的としているのですから、選挙管理委員会が基本名簿をこれによつて調製に利用してもよいわけになります。

然しやゝもすると、転入転出の際に住民登録を怠る人もありますので、當分の間は選挙資格調査員の調査と、住民登録票の二本建で基本名簿を調製し、記載洩れのないよう充分注意することになつておりますが、市民の皆様には、御近所に新しく転入された方がおられましたならば、この事をよくお知らせ下さつて、正當な市民権を行使させて上げて下さるよう協力を望んでやみません。

☆ ☆

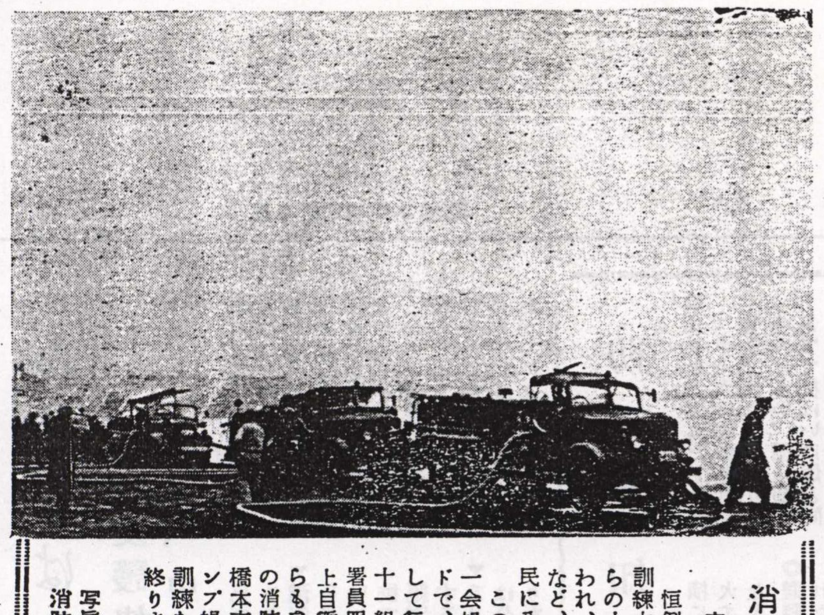

消防の威力公開
市消防総合訓練大会

恒例の留萠市消防団総合訓練大会は七月十五日折からの小雨降る中をついて行われ、消防技術の基本演習など、市消防の全ぼうを市民に公開しました。

この日午前八時半から第一会場を留萠小学校グランドで、第二会場を南岸壁にして行われ、市消防団員（十一組分団全員）二百十名署員四十四名をはじめ、陸上自衛隊留萠駐とん部隊からも参加自動車ポンプ八台の消防機械力を総出動させ橋本市長の閲兵のあと、ポンプ操法訓練や、一齊放水訓練などを行つて有意義に終りました。

写真は威力を発揮した消防車

國民年金制度について

道民生部にこのたび国民年金課が新設され、今春発足した国民年金制度の仕事を進めております。

今年の十一月から国民年金の（これを福祉年金といいます）特別支給が開始されますが、この国民年金制度の趣旨と内容について紹介いたします。

（道民生部国民年金課）

趣旨

年金制度といえば、厚生年金保険をはじめ、恩給や各種の共済組合など公約年金制度が一般によく知られております。ところが、これらの制度はいずれも勤め人のように一定の條件をもつた被用者を対象としているので、国民の大半を占める農民をはじめ、漁民や商工業者、零細企業の被用者などは、年金制度の対象から取り残されていたわけです。

ひるがえつて最近の人口の動きをみると、老令人口が急に伸びて、国民全体に占めるその比率は次第に増加しています。

しかし、老令者の生活状態は、戦前に比べてむしろ厳しく恵まれない現情にあります。

また、身体障害者、母子世帯もやはり同じように不幸な境遇にあります。こうした実情から國民のすべてが年金制度を生活設計のよりどころとして、しかも共同連帯で國民生活の安定をはかろうというねらいで、このたび国民年金制度ができたのです。

この制度は、すべての人が若いうちから自分の力でできるだけ備えをするという原則にたつて、まず自分で保険料を掛けて年金を受けることを基本にしています。これによつて、老令のように予測できる事態に対しては、日頃から準備しておき、かつ、いざというときには、年金は自分のためにも、また人のためにも力になるのです。

しかし、現在の老令者、身体障害者、あるいは将来にわたつて保険料を據出する力の充分でない不幸な人には、積立てできないため年金が支給できないことになります。

そこで、この制度は據出制を基本として、さらに無據出制を経過的ならびに補完的に併用する仕組になつています。

（内容）

この二つについて主な内容を表で示すと次のとおり。

（別表）

障害の状態

○両眼の視力の和が〇、〇四以下のもの
○両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
○両上肢の機能に著しい障害を有するもの
○両上肢のすべての指を欠くもの
○両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
○両下肢の機能に著しい障害を有するもの
○両下肢を足関節以上で欠くもの
○体幹の機能にすわつていることができない程度、または立上ることができない程度の障害を有するもの
○以上のほかこれらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

『明るい生活展』
市民の健康を守るための 自八月十四日 至八月十七日 東光小学校で

このたび道内の主要都市で、「明るい生活展」を催されることになり、留萠市でも八月十四日から四日間東光小学校で行うことになりました。

この明るい生活展は沢山な展示資料を見るだけでなく、それぞれの専門の講師が、わかりやすく健康のありかたについて説明し、なお、特別講演として、高校生、青年層には純潔教育をいたします。

市民の健康を守るため極めて有意義な催しですから各家庭、学校から、もれなく見学聴講されるよう望んでやみません。

一、会場 東光小学校
二、会期 自八月十四日 至八月十七日 四日間 毎日午前九時から午後五時まで
三、展示内容
イ、珍らしい実物標本多数
ロ、ガンと肉腫、無脳児、單眼児、土人の乾首、ケイ肺
ハ、あらゆる病気の模型標本
ニ、結核、性病、寄生虫、急性傳染病子供の病気
ホ、一目でわかるポスター
ヘ、遺傳、栄養、統計、薬草、蠅、蚊
四、講演内容
イ、丈夫で頭のよい子に育てるには。
ロ、十代の性教育
ハ、よい結婚と遺傳の知識
ニ、正しい家族計画の話
ホ、明るい心と正しい食生活
ヘ、脳イッ血とガンの話
ト、結核、寄生虫、性病環境衛生の話
五、講演料
一般 八〇円
前売券 七〇円（抽せん番号付）
高校生団体 三〇円
小中学生団体 二〇円
六、お問合せ先 留萠保健所丁二〇〇

拠出制

種別	被保険者	保険料	支給要件	年金額	実施時期
老令年金	20才～59才（日本國民で國内居住） ただし、現行公的年金制度適用者と受給者は除く。その配偶者と學生は任意適用	20才～34才 月100円 35才～59才 月150円 ただし、拠出能力ないときは免除される	○保険料二十五年以上納付 ○六十五才以上に支給	25年…24.000円 ～ 40年…42.000円	被保険者資格届出……35年10月1日より 保険料徴收……36年4月1日より
障害年金			○一定期間の保険料納付 ○一定程度廃疾 ○重度の廃疾（両腕または両足程度）	24.000円 ～42.000円 6.000円加算	
母子年金			○一定期間の保険料納付 ○夫と死別 ○十八才未満の子 ○第二子以降	19.200円 ～25.800円 1人4.800円加算	
遺児年金			○一定期間の保険料納付の父（母）と死別 ○父母いずれとも死別 ○十八才未満の子 ○第二子以降	7.200円 ～10.500円 1人4.800円加算	
寡婦年金			○十年以上婚姻継続 ○老令年金受給者の夫と死別 六十五才未満の ○六十才～六十五才の間支給	老令年金の½	

無拠出制

種別	老令福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金
支給対象者	1 七十才以上（経過的） 2 制度発足当時一定年令以上（経過的） 3 拠出能力乏しいため必要の保険料を拠出できなかつたもの（補完的）	1 制度発足当時二十才以上ですでに別表程度の廃疾のもの（経過的） 2 拠出能力乏しいかまたは二十才未満で廃疾のため必要保険料を拠出できなかつたもの（補完的）	1 制度発足当時すでに夫と死別、十六才未満の子扶養（経過的） 2 拠出能力乏しいため必要保険料を拠出できない夫と死別、十六才未満の子扶養（二十五才以上の子のないこと）（補完的）
支給停止	1 受給権者が公的年金受給者の場合（福祉年金額未満は相当額停止） 2 受給権者が前年所得13万円以上の場合 3 受給権者の配偶者が6.000円以上の公的年金受給の場合（一部停止） 4 受給権者の配偶者が所得税納付の場合 5 夫婦とも受給権者の場合（一部停止） 8 受給権者の扶養義務者前年所得50万円以上の場合		
請求時期	1 制度発足当時70才以上の人．上記の障害1項と母子1項の該当者は本年9月から 2 11月2日以後70才以上の人．上記の障害1項と母子2項の該当者は該当した日から		
請求方法	老令 障害 母子 福祉年金裁定請求書に所定の関係書類を添えて市町村経由で道知事に提出する		
年金額	12.000円	18.000円	12.000円（子が二人以上あるときは二人目から子一人につき2.400円加算）
年金支払時期	1 34年11月～35年2月分は35年3月 2 その他は毎年1．5．9月の3期にそれぞれ前月までの分		
制度発足時期	昭和34年11月1日（特別支給開始）		

この表でお分りのとおり、今年から開始するのは無拠出制の経過的福祉年金で、特別支給されるものです。九月から市町村で受付しますので、支給対象者の條件を備えている人は、一人ももれなく裁定請求して下さい。